



令和3年度

～チャレンジいばらき補助金～

茨木市提案公募型
公益活動支援事業補助制度募集要領

(文化芸術振興事業)

—3月募集分—

*この募集は、令和3年度予算が茨木市議会において議決されることを条件として行っています。



茨木市 市民文化部 文化振興課
茨木市 市民文化部 市民協働推進課

1 目的等

現在、新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言が解除され、徐々に外出自粛等の要請は緩和されつつありますが、依然としてイベント開催については制限がなされているほか、業種別ガイドライン等を遵守した活動が求められています。

このような状況下で、茨木市では、コロナ禍で頑張っている皆さまの応援や、外出自粛中でも楽しめる・ほっとできる情報の紹介など、私たちが私たちを応援する取組み「#エール茨木」を令和2年度から実施しています。

今年度の「チャレンジいばらき補助金」では、昨年度に引き続き「#エール茨木」の一環として、また、この難局を市民の皆さんと共に乗り越えていくため、市民公益活動における新型コロナウイルス感染症対策を講じた、創意工夫した取組、市民の皆さんを元気にする提案などを募集します。

令和2年度の事業は以下のページで紹介しています。（QRコードからもアクセスできます）

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/shiminkyodo/menu/48626.html>



2 募集テーマ

「文化芸術振興事業」

このテーマは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じながら、文化芸術分野における作品の創造及び公開等の創意工夫した活動を支援するとともに、多くの市民が文化芸術に触れる機会を設けることにより、市民文化の向上を図ることを目的に設定したものです。

3 申請の要件等

(1) 対象団体

対象団体は、次のすべてに該当することが要件となります。

- ① 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体
- ② 政治又は宗教的活動を目的としない団体
- ③ 暴力団でないこと、暴力団及び暴力団員の統制下にないこと
- ④ 定款、規約、会則等による運営がなされている団体

※同一年度内における補助は、1団体につき1事業に限ります。

(2) 対象事業

対象事業は、次のすべてに該当することが要件となります。

※提案を考えている事業が補助対象となるかどうかについては、事前に文化振興課と協議してください。

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民の不安や、自粛活動等によるストレス緩和の一助となる事業
- ② 不特定多数や多人数の参加を必要とせず、創意工夫した新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で、市民に元気を与える効果の期待できる事業
- ③ 当該活動団体や関係団体のみではなく、広く活動の効果が期待できる事業
(報償費が補助上限額の2分の1を超えるものは、必ず公益性の説明を記載すること)
- ④ 主に茨木市に在住・在勤・在学の者を対象とし、市内で実施する事業
- ⑤ 地域の活性化又は社会及び地域の課題解決が図られる事業
- ⑥ 国・地方公共団体から補助金等の交付を受けていない事業
- ⑦ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施・完了する事業

※申請前に着手している事業であっても、令和3年4月1日以降に着手した事業は、補助の対象とします。

- ⑧ 当該団体の会員等のみを対象とした事業でないこと
- ⑨ 事業の実施に当たっては、チラシ等に「チャレンジいばらき補助金（茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金）」によって事業実施している旨を掲載するほか、補助金の広報に努めること
- ⑩ 次のいずれかに該当する事業であること
 - (1) 能、狂言、歌舞伎、邦楽、謡曲などの古典芸能のほか、地域で伝承されている民俗芸能などを保存、普及する事業
 - (2) 美術、音楽、舞台芸術、文学等の分野において作品を創造する事業
 - (3) 45歳以下の若手芸術家育成に関する事業
- (新型コロナウイルス感染症対策について)
 - ⑪ 国・府の方針及び業種ごとの感染拡大予防ガイドラインのほか、市民協働推進課が作成している「地域行事の開催のチェックリスト（新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた対応）」等を参考に、感染拡大防止のため状況に応じた感染症対策を講じること

4 補助金額、補助率、予算総額

市民活動団体の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資する活動を最大限支援するために、令和3年度事業について、特例措置として下記の補助率と補助上限額を適用するとともに、今回については、補助回数に含めないこととします。

補助金額	20万円（上限額）
補助率	10／10
予算総額	160万円

【留意事項】

- ・補助金額は、次の①、②のどちらか少ない額となります（千円未満切捨て）。

①上限額

②補助対象経費の合計額から「事業の実施に伴い発生する収入」を減じた額

「事業の実施に伴い発生する収入を減じた額」とは、団体外からの収入のみならず、事業実施に際して団体内部において徴収した会費等も含みます。

（例：年度初めに一括して徴収する会費は自己資金扱いとするが、事業実施の際に参加費として徴するものは収入とみなします。）

5 対象となる経費

予算書の科目名は、上記表の科目名と対応させ、分かりやすく記載して下さい。
事業実施後に団体もしくは団体代表者宛の領収書の提出（原本）が必要となります。
領収書等により交付事業としての支払いが確認できないものは、対象経費と認められません。

科 目	内 容
人件費	スタッフアルバイト料など、事業実施に直接必要な賃金
報償費	講師、専門的立場の方、出演者への謝礼など
旅費交通費	講師、専門的立場の方、出演者の旅費・宿泊費、スタッフの交通費など
消耗品費	材料（料理教室等の原材料含む）、事務用品その他の消耗品にかかる経費（単価が税込3万円未満）
備品費	事業実施に必要不可欠なもの (単価税込3万円以上、補助額の2分の1以内)
印刷製本費	チラシ、冊子、資料などの印刷や製本にかかる経費 (補助額の2分の1以内)
光熱水費	事業実施に直接必要な光熱水費
通信運搬費	郵便、宅配、電話料金等にかかる経費
広告料	事業の広告宣伝などにかかる経費
手数料	振込手数料、クリーニングなどにかかる経費
保険料	スタッフボランティア保険、行事保険などにかかる経費
委託料	ごみ処理委託、会場設営委託などにかかる経費
使用料	会場借上、機器レンタルなどにかかる経費
その他	その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

※ただし、次のような経費は対象外経費となります。

交際費（例：出演者への報償費以外の贈答品費、接待費など）
慶弔費（例：ケガをしたスタッフへの見舞金など）
食糧費（例：打合せ・打ち上げ等に係る飲食費、スタッフのまかないなど）
団体事務所の家賃等、団体の経常的な活動に要する経費
販売を目的とする物品に係る経費
備品（レンタル等料金より高額なものや、団体で経常的に使用するもの）
他の事業との共通する経費
その他社会通念上公費を支出することが適切でないものなど

6 応募方法

(1) 募集期間

令和3年3月29日（月）～令和3年4月14日（水）

(2) 提出書類

○茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付申請書（様式1）

○添付書類 ①団体概要調書

②事業計画書

③収支予算書（申請事業分）

④団体の定款、規約、会則等の写し

⑤前年度の活動実績がある団体にあっては、その決算書（団体全体のもの）

⑥団体の活動が分かる書類（総会資料・パンフレット・ちらし等）

*申請書、添付書類①②③については、所定の様式で提出してください。市ホームページ
市民協働推進課のページからダウンロードしてください。片面印刷をお願いします。

*添付書類④⑤⑥については、団体の任意の様式でかまいませんが、可能な限り、A4 サイズでの提出をお願いします。

(3) 提出方法

・提出場所 茨木市 市民文化部 文化振興課（茨木市役所南館8階）
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

・提出期限 令和3年4月14日（水）17時15分（期限厳守）（郵送の場合は必着）

※人ととの接触機会を減らすため、できるだけ郵送にてご申請いただきますようお願
いいたします。申請についての問い合わせにつきましては、電話やメールにて隨時受
付しております。

※ご提出いただいた書類の内容に関して、質問をさせていただく場合や、書類の修正を
お願いする場合がございますので、できるだけ日程に余裕を持ってご申請いただきますようお願いいたします。

※押印が必要な手続きの見直しに伴い、様式の一部を変更しています。

交付申請書（様式1）、変更・中止承認申請書（様式4）、実績報告書（様式6）につ
きましては、代表者名が自署の場合、押印は不要です。

7 選考方法

①書類審査

- ・文化振興課において、書類の不備などのチェック、当該応募事業が制度やテーマの趣旨に合致したものであるかの確認を行います。特に、新型コロナウィルス感染症の拡大防止策を講じた上での提案を重視しますのでご留意ください。

②プレゼンテーション審査

- ・市民、学識経験者、NPO関係者、地域活動関係者で構成する茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会に対し、応募団体がプレゼンテーションを実施していただき、評価委員会が内容を評価し、その意見をもとに、市が補助金交付事業を決定いたします。なお、市が指定したプレゼンテーションの日程は変更できません。また、遅延された場合は評価の減点対象となります。

※新型コロナウィルス感染症拡大状況によっては、書類審査となる場合があります。

審査の流れ	配分	内 容
プレゼンテーション	5分	団体概要や申請事業概要について、評価委員に説明します。 ※パワーポイント・動画等使用の場合、事前にご相談ください。
関連課からの補足	2分	申請内容に関連のある課から、事業についての補足を述べます。
質疑応答	5分	申請内容について、評価委員から質問をします。

【留意事項】

- ①評価委員会での審査の結果、選考基準点（満点の6割）に満たない場合は、不採択となります。配点の詳細は「8 評価基準と配点」をご覧ください。
- ②上位のものから順に予算の範囲内で採択しますので、下位の事業については、選考基準点を満たしていても不採択または一部減額して採択となる場合があります。
- ③予算の範囲内で最下位の事業が複数ある場合は、申請金額に応じて按分した金額を交付決定額とします。
- ④実際に交付する補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定金額を上限として確定します。
- ⑤交付決定後、止むを得ない事情により事業計画や申請金額を大幅に変更する場合や、事業を中止する場合は、「変更・中止承認申請書」を提出し、別途承認を受ける必要があります。その際は、事前に文化振興課と協議してください。

8 評価基準と配点

項目	配点	内 容
①公益性	20	<ul style="list-style-type: none">・地域の課題解決に取り組むものか・多くの市民を応援するような内容か・採算性等により民間では実施されないものか・#エール茨木の考え方と一致するか
②実行性	10	<ul style="list-style-type: none">・スケジュールや予算の積算は妥当なものか・事業の実施にあたり、十分な体制を確保しているか
③先駆性	10	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症拡大防止に資する内容か (参加者の把握(名簿)、クラスター発生時の対応、手指消毒液 等)
④共助性	30	<ul style="list-style-type: none">・市民の不安やストレス緩和の一助となるものか・市民が自宅で楽しく学び、遊び等が体験できるか・他への波及が期待できるか
⑤創造性	10	<ul style="list-style-type: none">・茨木市の文化芸術の水準を向上させるものであるか・市民に新しい文化との出会いをもたらすものであるか
⑥公開性	10	<ul style="list-style-type: none">・事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているか・より多くの市民が関心を持ち、事業に参加できるよう工夫されているか

9 公開について

申請いただいた事業名、団体名、交付決定した事業一覧及び評価委員会の会議録等は、個人情報に係る部分を除いて、原則、市のホームページ等で公開いたします。

10 実績報告について

補助金の交付決定を受けた団体は、対象となる事業の完了後、すみやかに次の書類の提出をお願いします。(原則、事業終了後1か月以内)

提出書類

○茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金実績報告書（様式6）

○添付書類 ①事業報告書

②収支決算書

③領収書（原本）

④その他事業の成果がわかるもの（制作物、写真、チラシ等）

*実績報告書、添付書類①②については、所定の様式で提出してください。市ホームページ市民協働推進課のページからダウンロードしてください。片面印刷をお願いします。

※対象となる全ての経費の支出については、事業完了後、領収書等により確認を行いますので、申請団体が支払ったとわかる適正な領収書等（日付、内容が記載されており、宛名が団体もしくは団体代表者となっているもの）の原本を提出してください。

11 補助金の支払い

補助金の支払い時期は、事業実施後となります。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後、概算払の請求をすることができます。

概算払の請求により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金について、精算の手続きを行っていただきます。この場合において、既に受けた概算額が、その確定額を超過しているときは、超過額を返還していただきます。

12 募集・事業実施のスケジュール

募集期間	令和3年3月29日（月）～4月14日（水）
評価委員会での プレゼンテーション（公開）	令和3年4月中旬～下旬 ※各団体のプレゼン日時の詳細は、事務局にて決定し申請者あてに通知します。当日不参加となる場合は辞退とみなします。また、プレゼンテーションの予定時刻を過ぎて来場された団体は減点の対象とします。
選考結果通知	令和3年5月初旬（文書で通知します）
事業開始	令和3年4月1日～
実績報告書提出	原則、事業終了後1か月以内
事業報告会（公開）	事業の実施状況に応じて、適宜開催します。

13 相談・問い合わせ

茨木市 市民文化部 文化振興課

〒567-0885 茨木市駅前三丁目8番13号
電話：072-620-1810 FAX：072-622-7202
メールアドレス：bunkashinkou@city.ibaraki.lg.jp

茨木市 市民文化部 市民協働推進課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
電話：072-620-1604 FAX：072-620-1715
メールアドレス：shiminkyoudou@city.ibaraki.lg.jp